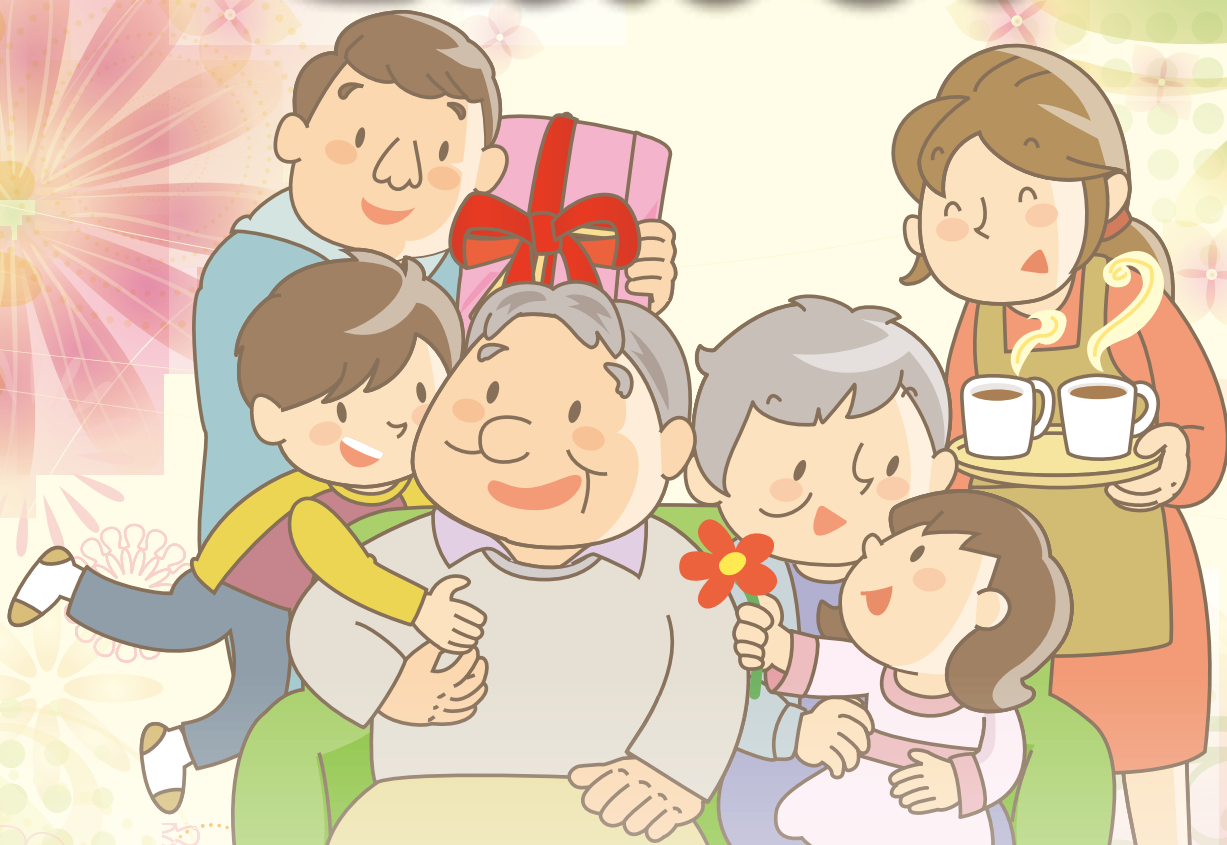


65歳以上のみなさんへ

介護保険料納付の ごあんない



介護保険制度をご存知ですか？

— いざというとき、あなたと家族を支える制度です —

介護保険制度は、40歳以上の皆さんが加入者となって保険料を納め、介護が必要になったときに、住みなれた地域で出来るだけ自立した生活が送れるように、社会全体で支えあう制度です。

介護が必要になったとき、介護支援課窓口で介護保険の要介護認定申請手続きをし、要介護（要支援）の認定を受けたときには、自宅や施設で介護（介護予防）サービスが1割（一定以上所得者は2割または3割）の自己負担で利用できます。

また、平成28年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」（総合事業）が創設され、65歳以上の皆さんが介護予防・生活支援サービスのみを利用する場合には、介護保険の認定を受けなくても、基本チェックリストによる判断で介護予防事業を利用できるようになりました。

あなたと家族の安心のため、介護保険制度にご理解、ご協力をおねがいします。

1 65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料は、どうやって決まるの?

高齢者が住みなれた地域で自立した生活を送るためには、どのようなサービスがどのくらい必要なのか、また、そのためには、介護保険料の負担はどのくらいになるのかを推計して、2018年度(平成30年度)から2020年度(令和2年度)まで3年間の介護保険料が決められました。

65歳以上の人介護保険料は、古賀市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」を基に決まります。なお、今期から新たに所得段階を12段階に分類しています。

**古賀市の基準額
57,600円(年額)**

介護保険料(年額)は「介護保険料の基準額(月額4,800円)×負担割合×期間(月数)」で算出しています。

※第1～3段階は令和元年10月の消費税率変更に伴う軽減措置後の保険料です。

課税状況		要件		所得段階	介護保険料の割合 (基準額に対する割合)	介護保険料	
世帯	本人					月額	年額
		生活保護受給者		第1段階	0.3	1,440円	17,280円
住民税非課税	住民税非課税	老齢福祉年金受給者					
		課税年金収入額 + 合計所得金額 - 年金収入に係る所得	80万円以下	第2段階	0.45	2,160円	25,920円
			80万1円以上 120万円以下	第3段階	0.7	3,360円	40,320円
住民税課税	住民税課税	課税年金収入額 + 合計所得金額 - 年金収入に係る所得	80万円以下	第4段階	0.85	4,080円	48,960円
			80万1円以上	第5段階 (基準額)	1.00	4,800円	57,600円
		合計所得金額	120万円未満	第6段階	1.10	5,280円	63,360円
			120万円以上 200万円未満	第7段階	1.25	6,000円	72,000円
			200万円以上 300万円未満	第8段階	1.50	7,200円	86,400円
			300万円以上 400万円未満	第9段階	1.75	8,400円	100,800円
			400万円以上 500万円未満	第10段階	1.85	8,880円	106,560円
			500万円以上 750万円未満	第11段階	1.95	9,360円	112,320円
750万円以上	第12段階	2.05	9,840円	118,080円			

- ※1 介護保険料は3年ごとに見直されます。
- ※2 世帯は毎年4月1日時点の世帯状況で決められます。ただし、年度途中で65歳になった人、他の市町村から転入された人は、その時点の世帯状況です。
- ※3 合計所得金額とは、収入から公的年金等控除額や必要経費等を控除した後で、基礎控除等の控除をする前の所得金額から、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額となります。
- ※4 年金から納める人(特別徴収)は年金の定期払い(年6回)、納付書で納める人(普通徴収)は第1～8期の年8回に振り分けた金額で納めるため、月額介護保険料は実際に支払う額と一致しません。

2 介護保険料はどうやって納めるの？

原則として、保険料は年金から納めます。この年金の額によって、納め方は2種類に分かれます。第1号被保険者として保険料を納めるのは、65歳になった日(65歳の誕生日の前日)が属する月からです。なお、40歳以上65歳未満の人の介護保険料は、加入している医療保険の保険料に含まれています。

1 年金が年額18万円以上の人(月額1万5千円以上の人) → 年金から差し引かれます(特別徴収)

年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

4・6月は前年度2月分と同じ保険料を納めます(仮徴収)。8・10・12・2月分は、前年の所得などを基に算出された保険料からすでに仮徴収された分を除いた額を振り分けて納めます。

※年金が年額18万円以上の人でも、次の場合は普通徴収となります。

- 年度途中で65歳になった人
- 年度途中で古賀市に転入した人
- 年度途中で所得段階が変更になった人
- 年金受給者現況届の提出漏れなどの理由で、年金保険者より特別徴収ができないと連絡があった人

年度途中で65歳になった人や古賀市に転入した人の特別徴収開始時期の目安

誕生日	転入月	特別徴収の開始月
4月2日～10月1日	4月～9月	次の4月
10月2日～12月1日	10月～11月	次の6月
12月2日～2月1日	12月～1月	次の8月
2月2日～4月1日	2月～3月	次の10月

- ・特別徴収が開始されるまでは、普通徴収(納付書または口座振替)となります。
- ・特別徴収開始の際には事前に通知しますので、金額や開始月などを確認してください。

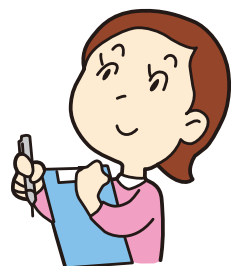
2 年金が年額18万円未満の人(月額1万5千円未満の人) → 納付書・口座振替で納めます(普通徴収)

送付される納付書で納期までに介護保険料を市に納めます。

口座振替の方は各納期の納期限に指定の口座から自動払い込みされます。

納付書または口座振替で納める人の納期

納付書	7月～翌年2月の毎月末日(12月は25日)が納期限です。 翌年2月または翌年3月に65歳になられた人や古賀市内に転入された人は、3月25日または4月末日が納期限になります。 納期限が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限になります。
口座振替	7月～翌年2月の毎月末日(12月は25日)が口座振替日です。 口座振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が口座振替日になります。



“うっかり”納め忘れを防ぐために、便利な**口座振替**をご利用ください。

【手続き場所は各金融機関と郵便局】

「口座振替」の申込用紙は次の場所にあります。

- 市内の金融機関と郵便局
- 古賀市役所内の収納管理課、福岡銀行窓口
- サンコスモ古賀の介護支援課

もっていくもの

- 保険料の納付書
- 預金通帳または貯金通帳
- 印かん(通帳の届出印)



コンビニで納付できます

介護保険料はコンビニでも納付できます。コンビニで納付できる納付書にはバーコードが印字されています。

⚠ 以下の納付書はコンビニでは納付できません。

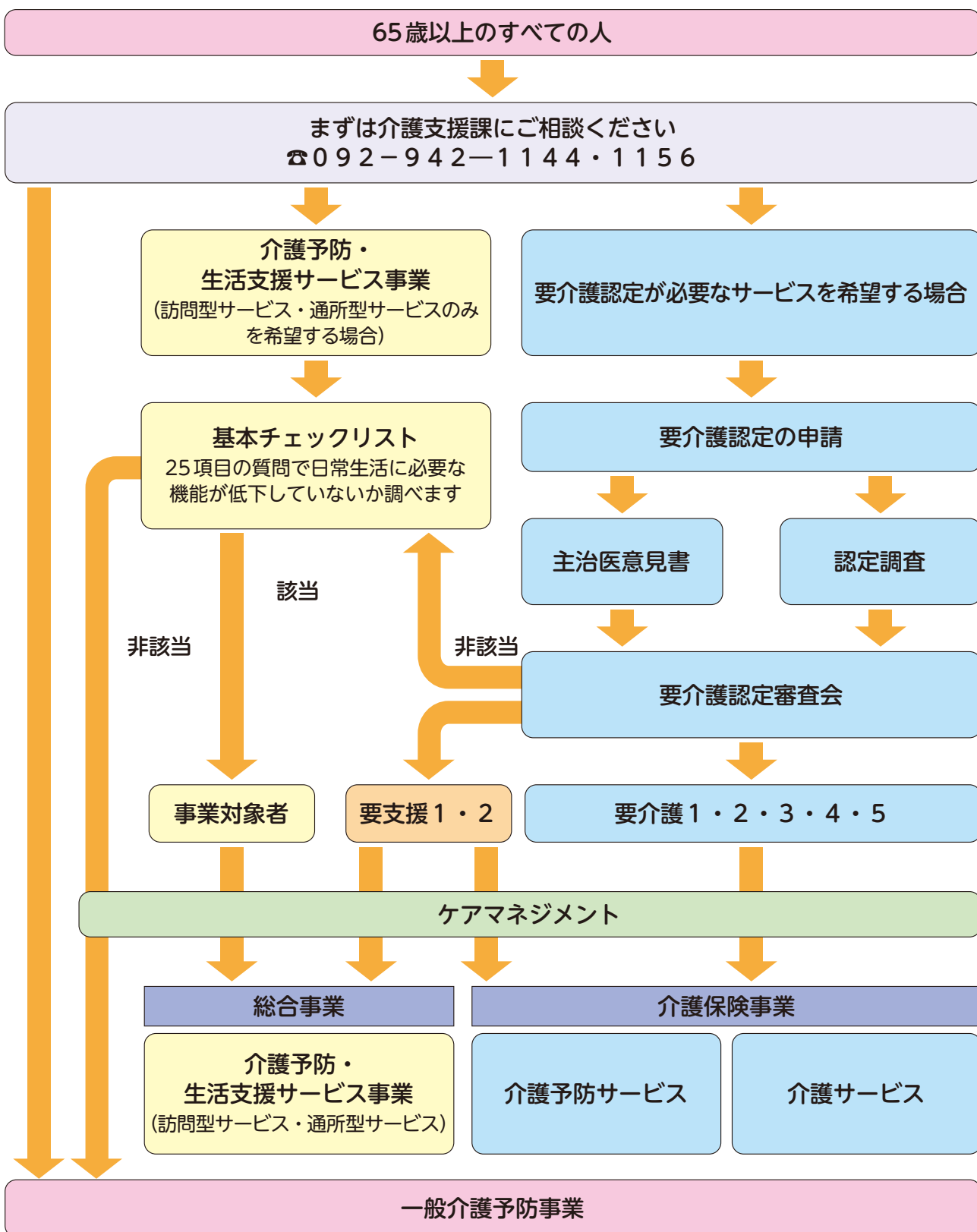
- 納期限を過ぎているもの(バーコードが印字されていてもコンビニでは納付できません)
- バーコードが印字されていないもの、バーコードが読み取れないもの
- 金額を訂正されたもの
- 口座振替不能通知書や督促状

3 介護(介護予防)サービスを利用するには？

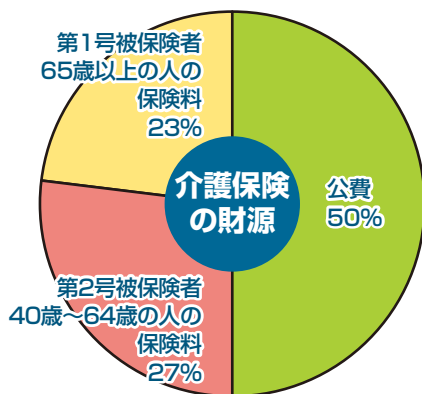
介護(介護予防)サービスや総合事業のサービスを利用するためには、介護支援課窓口で申請し、「サービスが必要な状態である」と認められる必要があります。

介護認定が必要なサービスを希望する場合は、担当職員等がご自宅を訪問しての調査や専門家による審査を経て、介護が必要かどうか、また、どれくらいの介護が必要であるのかが決められます。

総合事業のサービスを希望する場合は、窓口で心身の状況を確認する調査票「基本チェックリスト」による聞き取りで日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。



4 大切な制度を維持するために…



いま、あなたが介護を必要としていなくても、いざというとき、あなたと家族を支えるのが介護保険制度です。そのため、介護サービスに必要な費用をみんなで負担し、支えあっています。介護保険の財源は、半分が「国や自治体の負担金」、あとの半分は40歳以上の人々が納める「保険料」から成り立っています。

保険料は、介護保険の大切な財源です。介護保険を健全に運営していくために、保険料の納付にご協力おねがいします。

介護保険料を納めないでいるとどうなるの？

災害などの特別な事情がないのに介護保険料を納めないままですと、サービス利用の時、次のような不利益を受けます。

保険料を1年以上納めないでいると…

原則、1割負担ですむサービスの費用を、利用者がいったん全額支払うことになります。その後、申請により保険給付分(費用の7割～9割)が支払われます(以下「償還払い」といいます。また、支払い方法の変更が保険証に記載されます)。



1年6か月以上納めないでいると…

償還払いに加えて、一時的に全部または一部の介護サービス費の払い戻しが差し止められます。さらに納めないでいると、差し止められた保険給付額を未納期間分の保険料にあてることになります。



2年以上納めないでいると…

利用者負担が滞納した期間に応じて1割(一定以上所得者は2割または3割)から3割または4割に引き上げられ、高額介護サービス費(利用者負担が高額になり、一定額を超えた場合に支給される費用)なども受けられなくなります。



※上記のほかに、財産差押えなどの不利益を受けることがあります。
※第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び配偶者には連帯納付義務があります。

高齢者のための介護保険・福祉サービス相談

古賀市・介護支援課

●介護保険係 電話：942-1144	介護保険制度全般 介護保険料・介護保険給付に関する相談
●介護予防係 電話：942-1144	高齢者の日常生活の支援 介護予防・生きがいづくりの支援
●包括支援センター係 (古賀市地域包括支援センター「寄って館」) 電話：942-1156	総合的な相談・支援 権利擁護、虐待の早期発見 ケアマネジャーへの支援 認知症についての相談・支援 介護予防ケアマネジメント

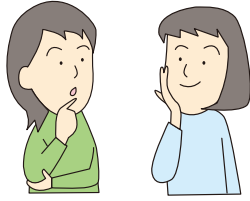
問い合わせ先 古賀市 介護支援課 古賀市庄205番地 サンコスモ古賀

TEL 092(942)1144

FAX 092(942)0404

介護サービスの自己負担(1割～3割)が高額になったとき(高額介護サービス費)

- 1カ月に支払った自己負担の合計が右記の上限額を超えたときは、申請によりその超えた分が払い戻され、負担が軽くなるしくみです。



自己負担の上限額(月額) ※居住費・食費・日常生活費などは含まれません。

区 分	上限額
世帯内のどなたかが住民税を課税されている方	44,400円(世帯)※
世帯全員が住民税非課税の方	24,600円(世帯)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢福祉年金受給者の方 ・ 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護の受給者の方など	15,000円(個人)

※同じ世帯の全ての65歳以上の方が1割負担の世帯のうち、一定の収入未達の世帯については、2017年8月から3年間、年間の上限額が44,400円になります。

介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合は、合算することができます(高額医療・高額介護合算制度)。

介護保険と医療保険のそれぞれの月額を適用後、年間(8月～翌年7月)の自己負担額を合算して年額の限度額(下表)を超えた場合は、申請によりその超えた分が後から支給されます。

窓口は医療保険者(国民健康保険や後期高齢者医療の方は市国民保課)または介護支援課になります。

(70歳未満の方)

所得区分※1 (基礎控除後の総所得金額)	限度額
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

(70歳以上の方)

(2018年8月から)

所得区分※1	限度額	
課税所得	690万円以上	212万円
	380万円以上	141万円
	145万円以上	67万円
一般(住民税課税世帯)	56万円	
低所得者Ⅱ(住民税非課税世帯)	31万円	
低所得者Ⅰ(住民税非課税世帯)	19万円	

※2

※1 所得区分は基準日(7月31日)時点における加入医療保険での高額療養費の限度額区分を適用します。

※2 低所得者Ⅰ区分の世帯とは、住民税非課税世帯で、所得が一定基準以下の世帯です。なお、低所得者Ⅰ区分の世帯であっても、介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

施設サービスを利用する際の低所得者負担軽減制度

所得が低い方に対しては、施設サービス利用が困難とならないように、申請により食費と居住費等の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます(特定入所者介護サービス費等)。

※次のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費を受けられません。

- ・ 住民税非課税世帯であっても、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- ・ 住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税である場合を含む。)であっても、預貯金等が単身で1000万円、夫婦で2000万円を超える場合

◆負担限度額(1日当たり)

利用者負担段階	食費の負担限度額	居住費等の負担限度額			
		ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室
本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 生活保護の受給者	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
本人および世帯全員が住民税非課税で、「合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額」が80万円以下の人	390円	820円	490円	490円 (420円)	370円
本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階が上記以外の人	650円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額は、()内の金額となります。